

実質的支配者（UBO）のご申告について

本サービスの送金業務は資金決済法に基づく資金移動業者により提供されるため、マネー・ローンダリング対策等に関する法令に基づき、加盟店さまの実質的支配者（UBO：法人の事業活動を実質的に支配している個人）の確認が必要です。実質的支配者に該当する方が複数いる場合は、全員のご申告が必要です。

1. お申込者の属性と申告内容

お申込者の属性	ご申告いただく内容
① 上場企業	上場取引所・証券コード
② 親会社が上場企業（議決権の50%超を直接保有）	親会社名・上場取引所・証券コード
③ 株式会社・有限会社・投資法人・特定目的会社	実質的支配者の情報（下のチャートで判定）
④ その他の法人（合名・合資・合同会社、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校・宗教・医療・社会福祉法人、NPO、協同組合など）	実質的支配者の情報（下のチャートで判定 ※）
⑤ 国・地方公共団体	申告不要
⑥ 個人事業主	申告不要（法人のみが対象）

属性④の読み替え：チャートの「議決権」を「収益の配当または財産の分配を受ける権利」と読み替えてください。 個人とみなす取扱い：国・地方公共団体・上場企業とその子会社は個人とみなします（それ以上の遡及は不要）。 ご申告いただく情報：氏名・性別・生年月日・国籍・住所（代表者自身が該当する場合も申告対象に含めます）

2. 実質的支配者の判定チャート（属性③・④）

議決権の50%超を保有する個人がいる
直接保有＋法人を介した間接保有の合計

はい

その方 1名
実質的支配者として申告

いいえ

議決権の25%超を保有する個人がいる
直接保有＋法人を介した間接保有の合計

はい

該当者 全員
最大3名まで申告

いいえ

出資・融資・取引などを通じて事業方針を
実質的に決定している個人がいる

はい

その方
実質的支配者として申告

いいえ

上記に該当する個人がない

はい

代表者の方
実質的支配者として申告

